

消費者安全の確保に関する基本的な方針（平成21年12月21日消費者委員会の各委員の意見）

①	該当項目、意見の項目	具体的な意見の内容及び対応
①	第1：消費者と事業者におけるWIN-WINの関係を明記	<p>・「事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ」という文言が表れていない気がする。WIN-WINの関係の記載ぶりも記載してよいと思う。</p> <p>⇒「事業者の健全な発展は消費生活にも利益をもたらし、消費者の利益にかなうことは事業者の成長や産業の発展につながるという意識の下、」（P2）を追記。</p>
②	第1：「基本方針」を見直す旨を明記	<p>・消費者安全法第3条には基本理念が記載されていて、同法第6条で「基本方針」の策定が記載されている。「基本方針」は基本理念と異なり、賞味期限があるので、当面の内閣としての方針としてほしい。そういった意味では、社会情勢の変化を踏まえて「基本方針」の見直しもあるということの方針の最後に記載した方がよいのではないかとと思う。</p> <p>・消費者安全法第6条第3項において、「基本方針は、～消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されているところ、現時点では、「消費者基本計画」が5か年計画とされていることから、更なる新たな「消費者基本計画」が策定される際には、「基本方針」を見直すべきではないか。</p> <p>⇒「また、法第6条第3項のとおり、～適時、必要な見直しを行うこととする。」（P2）を追記。</p>
③	第1：「都道府県知事による提案」を明記	<p>・消費者安全法第7条には、「都道府県知事による提案」についても規定されているため、都道府県知事との連携などについての一文もどこかに記載すべきではないか。</p> <p>・同条第3項では、「消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように行わなければならない。」と規定されている。消費生活センターについての記載も散りばめられているので結構かと思うが、第7条で記載されている都道府県知事による提案権も盛り込んでどうかと思う。</p> <p>⇒「さらに、法第7条第1項において、～適切に対応する。」（P2）を追記。</p>
④	第2の1（1）：「援助」と「支援」の文言を明確化	<p>・「援助」と「支援」が混在しているが、お金がつく、つかないなどによって、使い分けをしているのか。現場の人間でも理解できるように、具体的かつわかりやすい文章を心がけていただきたい。</p> <p>⇒「支援」に統一して反映。</p>
⑤	第2の1（1）：地方消費者行政強化の方法や主体を明記	<p>・「地方消費者行政活性化基金」の際にも問題になっていたが、どのような方法が地方の充実強化につながるのか、また、どこが主体になるのかを考えた案を作成してほしい。</p> <p>⇒一定の記載は既にあるが、具体的には「消費者基本計画」で考慮していきたい。</p>
⑥	第2の2（1）：情報の集約・分析対象を明確化	<p>・情報収集については、消費者安全法に基づく行政機関や地方からの情報のほか、消費生活用製品安全法に基づく事業者からの情報、消費者情報ダイヤルからの情報、事故情報データベースからの情報等をコンパイルして分類するのが必要だと思うので、どこに入れるのがよいのか考えてほしい。</p> <p>⇒「法第12条第1項又は第2項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する」（P4）を追記。</p>
⑦	第2の2（1）：事故情報の国際的な連携を明記	<p>・事故情報については、日本と韓国の2国間で連携を取っているのので、国際的な連携の文言も加えてほしい。</p> <p>⇒「この他、情報の収集に当たっては、海外の関係機関等との連携にも努める。」（P5）を追記。</p>
⑧	第2の2（2）：「行政行為」の文言を修正。	<p>・「行政行為の予見可能性を高める」とあるが、「行政行為」としてしまうと行政法学上、「行政指導」などが含まれなくなってしまうため、「行政行為」を「行政対応」、「行政活動」などの表現に改めたほうがよい。</p> <p>⇒「行政の対応」に修正。</p>

	該当項目、意見の項目	具体的な意見の内容及び対応
⑨	第2の2(2)：「情報の発信」を具体的に明記	<p>・「情報の集約・分析」のみならず「情報の発信」が一番大事であると思うが、「情報の発信」について、「効果的な媒体を用いて、わかりやすく」などと簡単に記載してあるだけである。どのように、高齢者、障害者、子どもなどに必要な情報を届けるかについても記載すべきである。</p> <p>⇒「特に消費者事故等の被害に遭いやすい子ども、高齢者や障害者に配慮する等、情報を受け取る側にとってわかりやすい情報公表となるよう努める。」(P5)を追記。</p>
⑩	第2の2(2)：消費者庁が保有する情報の公表を具体的に明記	<p>・情報の発信や公表に当たっては、省庁横断的に統一してもらわないと事業者側も損害を被ることになってしまうため、統一的なルールを早急に決めていただきたい。</p> <p>⇒「関係行政機関等による対応との整合性を図りつつ、」(P5)を追記。</p>
⑪	第2の3と第3の記載振りを工夫	<p>・第2の3「他の法律に基づく措置の実施に関する要求並びに事業者に対する勧告及び命令等」と第3「他の法律に規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項」をみると、記載振りが重複しているのでは、何とかならないのかと思う。法律の立て付けがこのようなになっているので、基本的事項と別枠で記載するのはやむを得ないことかもしれないが、もう少し工夫して記載してほしい。</p> <p>⇒P6の第3に連携関係を集約し、P5の3(1)(2)と重複しないよう修正。</p>
⑫	第2の3(2)：関係行政機関の連携体制のあり方や手続きを具体的に明記。	<p>・「暫定的なすき間事案」と「最終的なすき間事案」について記載されているところ、初動をどうするかというのは大事である。それを前提として、具体的に関係行政機関がどのように連携をするのか、また、体制のあり方、手続をどのように進めていくのかについてもどこまで記載できるか検討していただきたい。</p> <p>⇒「事案についての法律の適用関係を確認することにより、」(P6)を追記。</p>
⑬	第2の4：「活用」重複を修正。	<p>・第2の4について「権限の一部を都道府県等においても活用できるようにする制度の活用を含め、」と「活用」が重複しているため、修正したほうがよい。</p> <p>⇒「権限の一部を都道府県等の事務として活用できるように、」(P6)に修正。</p>
⑭	第2の4：関係行政機関、地方公共団体等に対して、事業者に対する立入検査等への積極的な協力を明記。	<p>・消費者安全法第23条第2項について記載していると思うが、これについては、法定受託事務であるため、「協力を得る」などという消極的な表現ではなく、「積極的な参画を要請する」など、もっと強気な表現にしてもよいのではないかと。</p> <p>⇒「都道府県等に対して積極的に協力を求める。」(P6)に修正。</p>
⑮	第5：第5の項目により具体的な事項を明記	<p>・「基本方針」は、消費者安全法の条文に沿って構成されているところ、第5の「その他」が一番大事なのではないかと思っている。第5に記載されている「契約・表示の適正化」というひとつをとってみても、例えば、化学物質に関する表示、施設に関する表示などがあるので、「消費者基本計画」のパブコメにおいて、消費者団体等から出てきた様々な意見を参考に、もっと膨らませて記載すべきである。</p> <p>⇒一定の記載は既にあるが、具体的には「消費者基本計画」で考慮していきたい。</p>
⑯	第5：「その他」への記載項目を追加	<p>・「その他」の箇所に記載いただくことになるかと思うが、契約や教育が有効に働くように記載いただきたい。</p> <p>⇒一定の記載は既にあるが、具体的には「消費者基本計画」で考慮していきたい。</p>
⑰	本文全体：法が十分に機能するような記載の明確化	<p>・消費者事故等による被害の拡大防止について、自動車に対する強制リコールはあるが、それ以外についてのリコール制度は機能しておらず、もう少し有効なものにする必要があるのではないかと常々思っているところである。「製造物責任法」が制定されて10年超経過したが、果たして機能しているのかという問題や、「公益通報者保護法」も同じく十分に機能していないと思うので、これらを意識した記載振りとしてほしい。</p> <p>⇒「消費者基本計画」での記載振りも含め、今後、消費者行政を遂行する中で検討していきたい。</p>
⑱	本文全体：文言の記載振りの明確化	<p>・「基本方針」は、誰に読ませるものなのか。「～ものとする」という言葉遣いもどうかと思うので、普通の人でもわかるような書きぶりにすべきである。</p> <p>⇒各所において、必要に応じ表現を修正。</p>